

独占禁止法と日本経済

グローバル化・イノベーション・規制改革

政策研究大学院大学教授

後藤 晃

公正取引委員会競争政策研究センター

2014年5月9日

1. グローバリゼーションと独占禁止法

2. イノベーションと独占禁止法

3. 規制改革と独占禁止法

1. グローバリゼーションと独占禁止法

1. グローバリゼーションと独占禁止法

(1) 違反行為のグローバリゼーション

(2) 競争法のグローバリゼーション

(1)違反行為のグローバル化

ビジネスの国際化に伴って多くの国際カルテルが摘発されている

マリンホース、リジン、ビタミン、テレビ用ブラウン管、国際航空など

(2) 競争法のグローバル化

競争法を導入する国が増加している

旧社会主義国の市場経済への移行

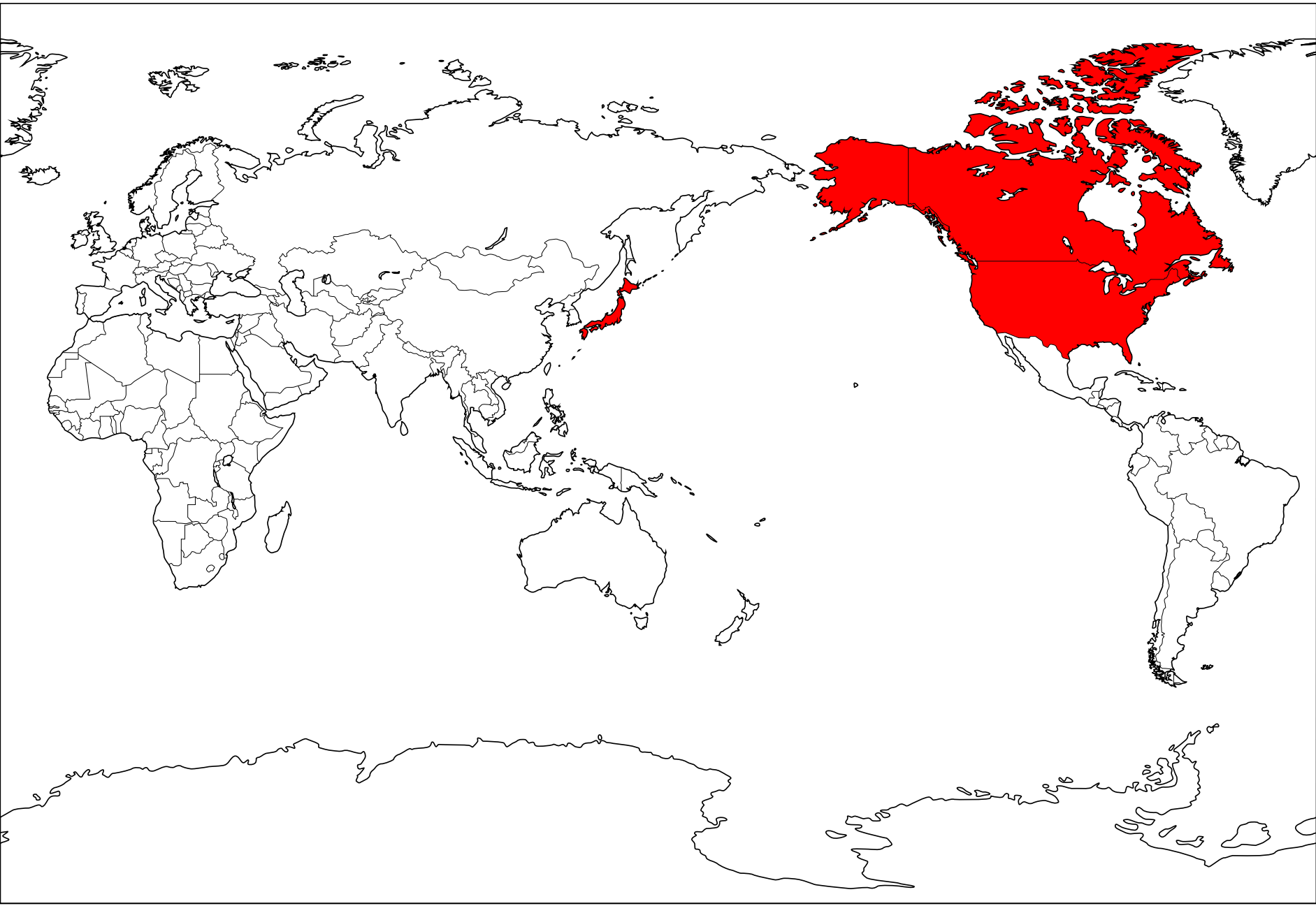
途上国の経済発展の基礎として競争が

重要という認識の広がり

As of 1900



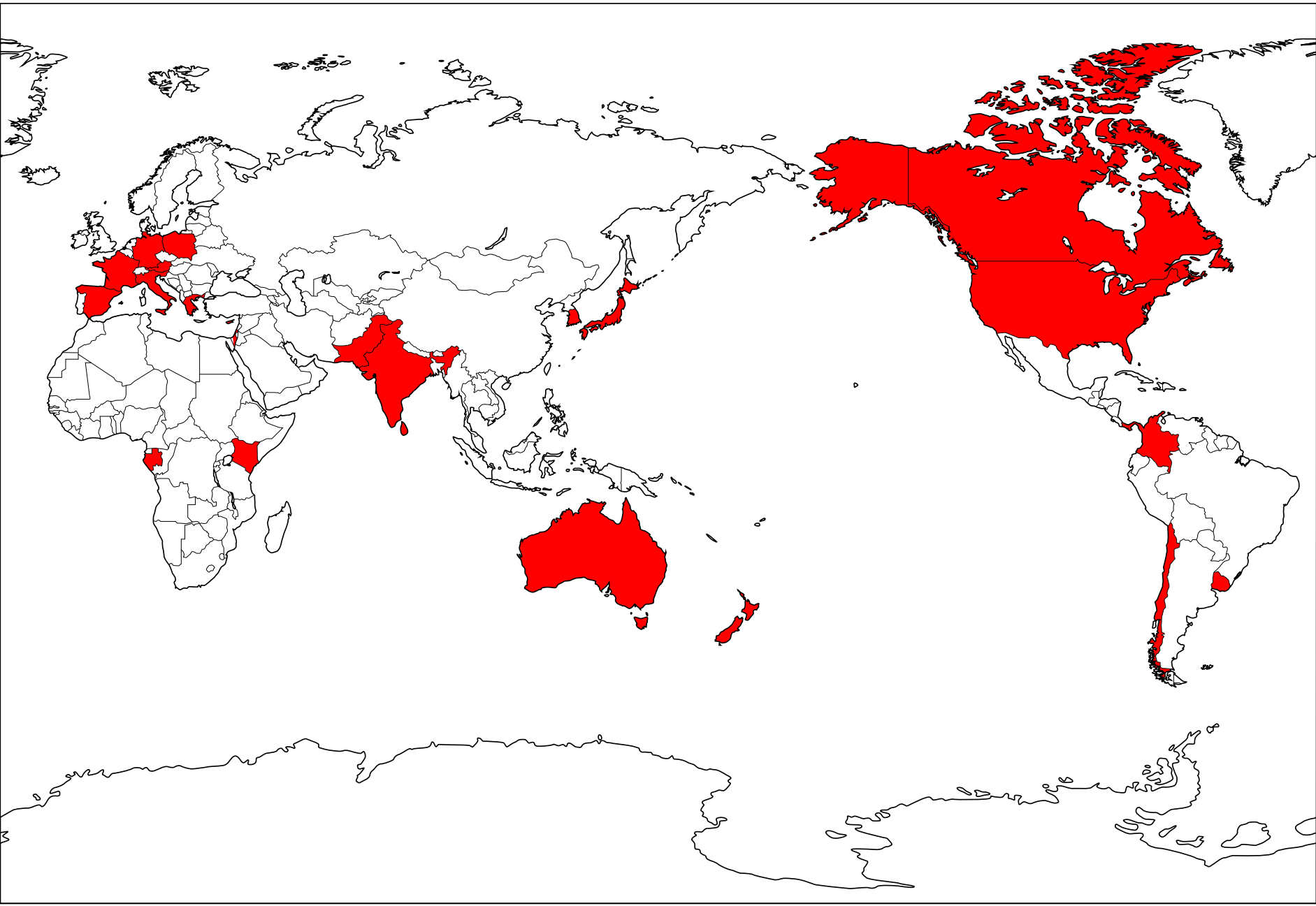
As of 1950



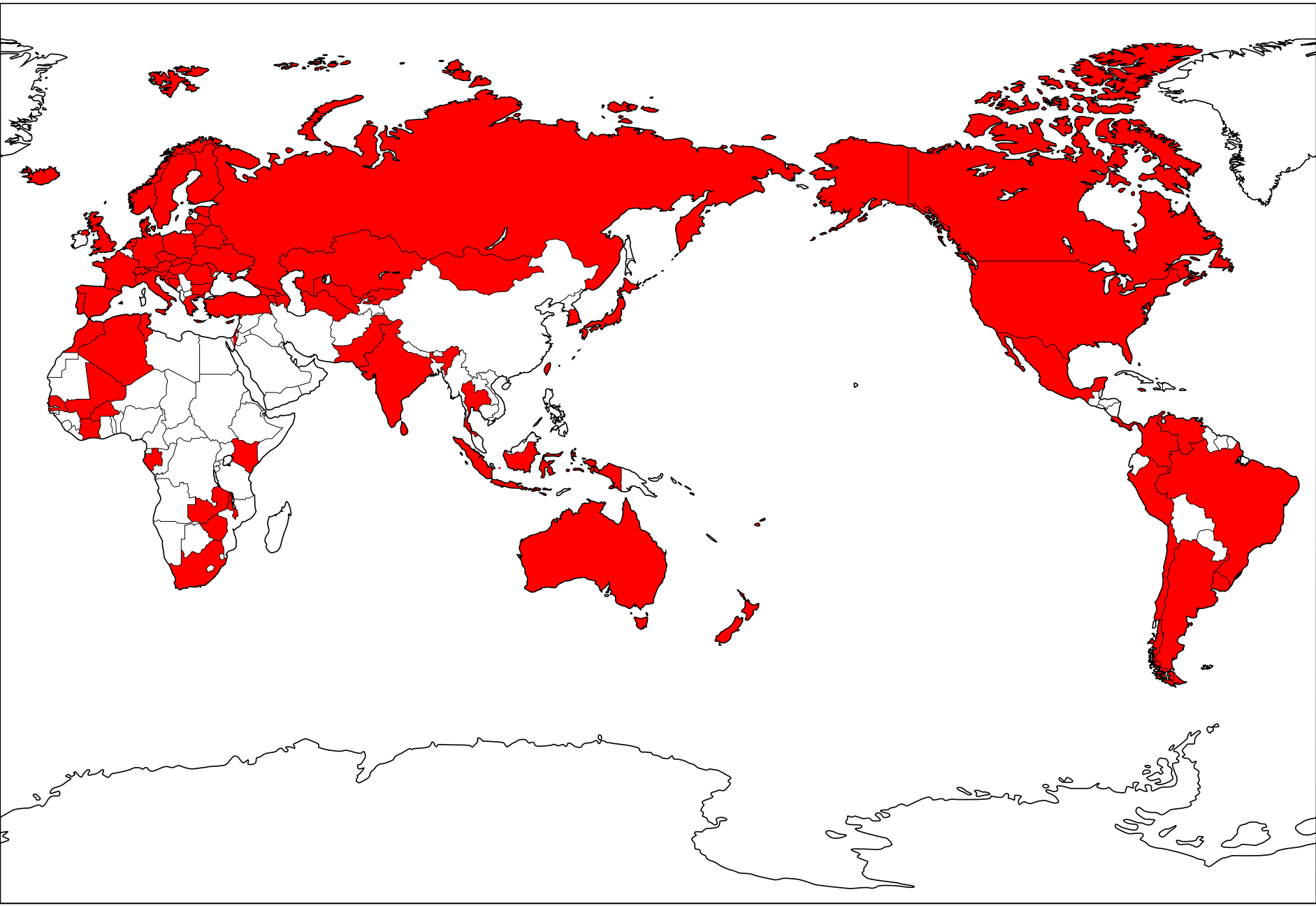
As of 1960



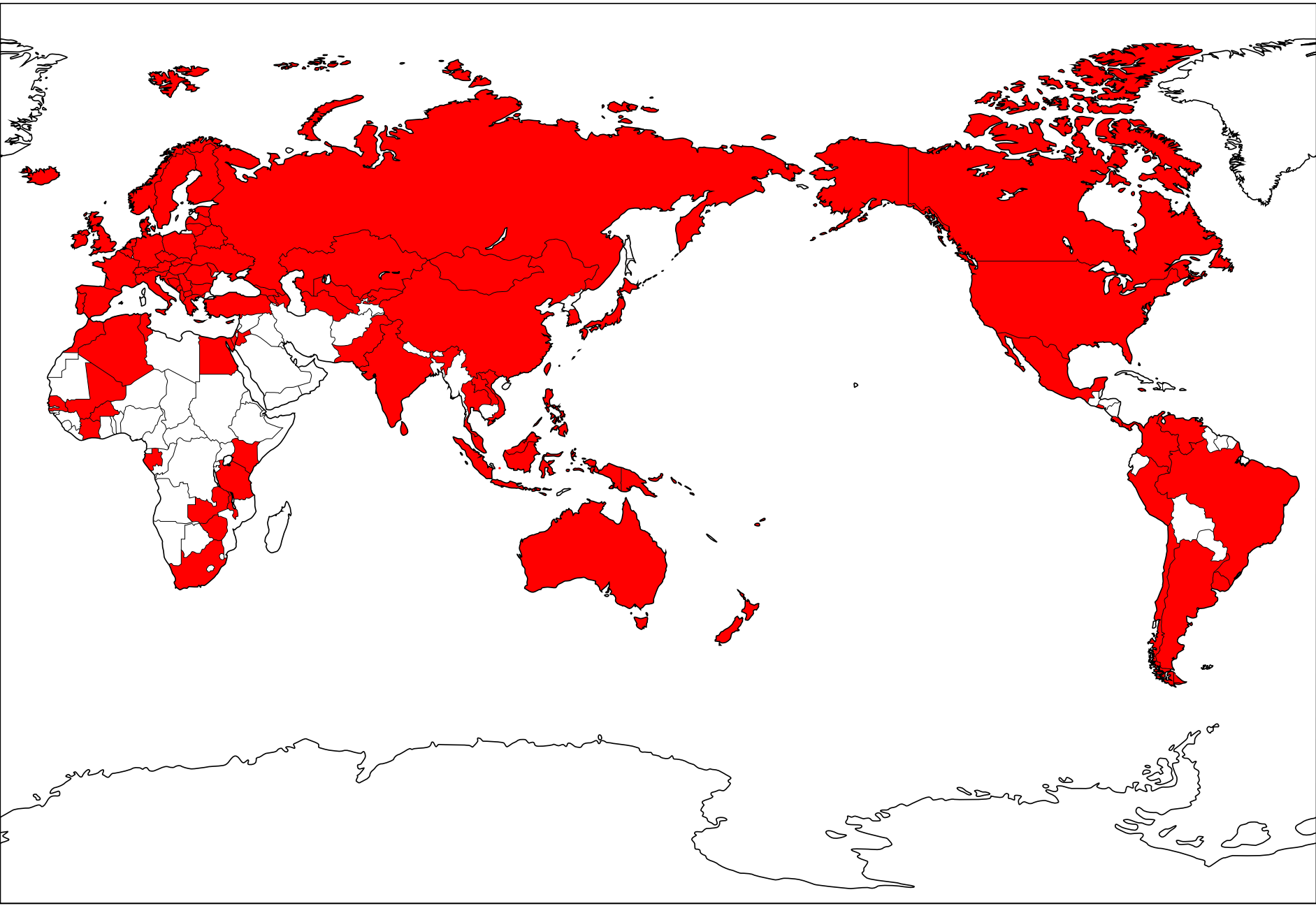
As of 1990



As of 2000



As of 2010



1. グローバリゼーションと独禁法

- 日本企業同士のカルテルでも外国で、外国企業のカルテルでも日本で処分される
 - 域外適用から効果主義へ
 - 自動車部品カルテルなど
- 日本企業同士の合併でも外国で、外国企業同士の合併でも日本で審査される
 - パナソニックと三洋電機
 - BHPブリトンとリオテイント
- 国際的私的独占

- 競争当局間での協力が進んでいる
 - 2国間、多国間、OECD、ICN
 - マリンホース事件、BHPーリオテイントなどでの国際協力の実績
 - 人的ネットワーク
 - pick-up-the-phone relationship
 - 国内法制の整備も必要(送達)

1. グローバリゼーションと独占禁止法

- 公正で透明性をもつ市場競争の広がりは望ましい
- しかし、企業にとって、多くの競争当局に対応するためのコストの増大、ビジネス環境の不確実性の増大という問題に直面している
- 何らかの国際的取り決めが必要（特許のような）
- 「戦略的競争政策」の危険性

2. イノベーションと独占禁止法

2. イノベーションと独占禁止法

- 技術進歩のスピードアップ IT, BTなど
- 「独占が成立しても一時的、次の世代の技術にとってかわられる。だから、独占といっても独禁法がでていく必要はない。ほっておけば、技術進歩が解決する。」

しかし→

- しかし、近年は特定の企業が市場支配的地位を長期間、維持するようになっている
- ITの分野ではネットワーク効果により、独占になりやすい
- 自社が先にネットワーク効果を実現して独占的地位を得るために、様々な行為を行う
- また、いったん獲得した独占的地位を守るために様々な排除行為を行う
- これらの行為により、競争が制限され、独占が長期化し、イノベーションは停滞し、消費者は高価格、選択肢の減少という被害をこうむる

2.イノベーションと独占禁止法

どのような市場構造がイノベーションにとって望ましいか

シュンペーターの問題提起

「競争と独占のどちらがイノベーションを促進するか」「大企業と小企業ではどちらがイノベーターか」

➤ 現在では次のように理解されている

- ・現在の市場が独占的であればR&D投資のインセンティブがない
- ・イノベーションに成功すると大きな利益が得られるという期待がないとR&D投資を行うインセンティブがない



事前には競争的な状態にあり、事後には独占的な利潤を獲得するという見通しをもてる状況が最もイノベーションへの投資が行われる

さらには、その独占的地位も次の新たな挑戦者によってとってかわられうる、というコンテストタブルな状態が必要

- 事前の競争的市場を作るのが独占禁止法
- 事後の独占的利潤獲得の期待を作るのが特許

このように、独占禁止法と特許は車の両輪となってイノベーションを推進する

(独禁法21条による特許の適用除外規定)

- 独禁法の観点から、競争とイノベーションを促進するためにはどのような点に注目すべきか
 - (1) イノベーションにかかわる共同行為
 - (2) 市場支配力の濫用
 - (3) 企業結合による基本(標準必須)特許の集積

(1) イノベーションにかかわる共同行為

- 共同研究開発

「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」

- 標準とパテントプール

「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」

(2) 市場支配力の濫用

- ネットワーク効果、特許支配などにより支配的地位を獲得した企業による競争企業、新規参入企業の排除行為を規制し、現在の支配的企業へ挑む企業が出てくるような環境の整備

排除の手段は古典的な抱き合わせなどからNAPまで多様

(2) 市場支配力の濫用

- 新たな重要な問題として標準必須特許(SEP)の濫用問題

技術標準の設定がそれに含まれる特許を持つ者に市場支配力をもたらす

FRAND宣言して標準に採用されたにもかかわらず差し止めをちらつかせて高額の特許料を要求する行為

patent hold-up

これにより、

- ・競争相手を排除する
- ・標準がない場合には不可能な不当な高特許料をとる
 - 最終製品が高価格になり消費者は購入しなくなるあるいは、遅らせる、標準の普及が遅れ消費者は被害をこうむる

欧米では競争法の問題として当局あるいは裁判所で積極的にとりあげられている

(3) 企業結合による基本(標準必須)特許、 開発能力の集積

- FRAND特許が買収されて他社の手にとわたった場合
 - Bidco-Notel
 - Google-Motorola Mobility
- 必須特許の集積により将来市場への参入が困難になり集中が進む恐れ
自動販売機の企業結合(富士電機-三洋電気)
- 日本の企業結合規制と特許の集積
(米国では知的財産権の取得もM&A規制の対象)

- 支配的企業による排除行為などを規制し、もし独占になったとしても、常に挑戦者が挑み続けることができるような環境を整備し、イノベーション競争を促進することが独占禁止法の重要な課題である。
- これまでの独占禁止法は価格競争の促進に重点、これからはイノベーション競争の促進にも力を入れていくことが必要

3. 規制改革と独占禁止法

3.規制と独禁法

- 企業による競争制限的行為とならんで政府規制は競争阻害の要因、しかも、
 - カルテルなどは内部から崩壊する可能性があるが、政府規制は既得権を作り出し、不要になった規制も存続しつづける傾向
 - 規制の利益は少数の当事者に集中、不利益はうすくひろく分布するため規制が維持されてしまう

Stigler, “Capture” Theory

- 国際的な競争法コミュニティのなかでも政府規制の競争制限的な効果に注目

- OECDの調査によると、
 - ・一般に、競争制限的な規制は生産性の上昇にマイナスの影響
 - ・日本では非製造業（エネルギー、交通運輸、通信、流通）において競争制限的な規制が強くこれらの産業自体、さらには、これらの産業のサービスを用いる製造業にもマイナスの影響を及ぼしている

独禁法と規制改革

- ①独禁法の適用除外の問題
- ②独占禁止法と事業法
- ③規制改革後の市場における独禁法の積極的執行
- ④唱導 (Advocacy)
- ⑤競争当局と規制当局の関係
- ⑥国家補助、競争上の中立性

①独禁法の適用除外の問題

➤業法などによる適用除外

- ・1966年には1079件の不況カルテル、合理化カルテルなどの合法のカルテルが存在
- ・1995年の規制改革推進計画以降、適用除外の廃止が進み、残っているのは15法律21制度、保険業法、海上運送法、道路運送法など

➤ 独占禁止法による適用除外(21条、22条)

- 著作権法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法による権利行使(21条)

しかし本来的な権利行使でなければ適用除外されない
(パチンコ機のpatentプール)

- 一定の条件を満たす組合(22条)

しかし不公正取引、競争の実質的制限の場合はこの限りでない

(大山農協事件など)

②独占禁止法と事業法

- 個別の事業に関わる業法と一般法としての独禁法の関係
 - 大阪バス事件・・規制運賃の下の水準のカルテル
 - 米国におけるトリニコ事件
 - 反トラスト法(私訴、3倍罰)か、規制か

③規制改革後の市場における独禁法の積極的執行

- 規制改革、民営化などの後でも、規制、国営などで守られていた圧倒的な支配的な企業が存在する場合には競争がおこりにくい。
- 支配的企業が参入妨害などをする場合には独禁法を積極的に適用して競争を促進することが必要
- 欧州でも電気通信、航空などで事件
日本ではADSLの事件、東日本NTTの事件、JASRACの事件

④唱導 (Advocacy)

- ・市場の競争状態のモニタリングと規制制度に対する提言(競争評価と提言)
- ・事業官庁の政策形成プロセスにおける積極的な関与(審議会、研究会への参加)
- ・事業官庁の競争政策への理解を深める取組(相談事例集、意見交換)
- ・法令協議(郵政民営化、道路運送法改正など)
- ・地方自治体からの相談への対応(例; A市のレジ袋の価格の統一)

⑤競争当局と規制当局の関係

- 競争促進、経済規制（価格規制、アクセス規制）、技術的規制（規格、接続）の3つの機能を競争当局と規制当局との間でどのように分担するか、両者の分業関係をどう設計するか

各国では様々な試みがなされている

例；オーストラリアではACCCが規制も行っている

⑥ 国家補助、競争上の中立性

- 企業再生支援と競争への影響
- JALの救済に対するANAの不満
- 欧州では国営企業が多いこともあって大きな問題
- TPPでも重要な問題
マレーシア、ベトナムなど国営企業が多い

➤ 経済学的には

- ・非効率的な企業が市場に残存することによる非効率性
- ・事業者の効率化努力とは関係なく競争力に差が生じること
- ・非効率性を残したまま低価格設定、新規投資ができる
- ・上記が予測されることからくるモラルハザード

独占禁止法と

日本経済

後藤晃

ANTIMONOPOLY ACT AND THE JAPANESE ECONOMY

NTT出版